

建設現場に「快適トイレ」設置を促進する制度の試行実施要領

1 目的

建設業における男女ともに働きやすい職場環境の改善及び担い手の確保の取り組みとして、建設現場への快適トイレ設置を促進する制度を本試行実施要領により試行する。

2 試行対象工事

- (1) 当初設計額 1 億 5,000 万円以上の工事
ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。
- (2) 当初設計額 3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満で受注者の希望があった工事

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本試行実施要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める機能」「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとし、女性が現場で働く場合は、男女別で各 1 基設置するものとする。

営繕工事（建築、電気設備及び機械設備）等、現場内に分離・分割発注した複数工事がある場合、工事ごとではなく一現場に、男女別で各 1 基ずつ設置することを原則とする。

(1) 快適トイレに求める機能

- ① 洋式便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 試行の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、当初設計額 1 億 5,000 万円以上の工事を発注する場合は、公告文書にその旨を記載し、設計図書に『建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書』を添付する。

発注者は、当初設計額 3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満の工事を発注する場合は、公告文書にその旨を記載し、設計図書に『建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書（受注者希望型）』を添付する。

【試行対象工事の契約後から竣工まで】

「当初設計額 3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満の工事の場合」

(2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものし、設置しない場合は、本試行実施要領によらず施工するものとする。

「当初設計額 1 億 5,000 万円以上の工事又は (2) より設置する場合」

(3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式 1 「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。

(4) 監督員は、提出された資料を基に、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。

(5) 受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式 2 「快適トイレ設置報告書」を電子メールで監督員に提出するものとする。

(6) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

(7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。

(8) 監督員は、提出された見積りを基に、「(1) 快適トイレに求める機能①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの⑦～⑪」の費用から従来品相当を差し引いた後、上限額と比較し、どちらか安い方を設計変更の対象とする。（積算方法は「5. 積算方法」による）

(9) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計図書に綴って保管する。

(10) 監督員は、様式 2 「快適トイレ設置報告書」を電子メールで用地管財課に提出するものとする。

5 積算方法

(1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。

(2) 快適トイレの費用は、45,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで計上できるものとする。（90,000 円／2 基・月が上限）

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品）

を除いた額

- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合
に限り、1ハウスで90,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上できるものと
する。
- (4) 営繕工事（建築、電気設備及び機械設備）等、現場内に分離・分割発注した複数工事が
ある場合の設計変更の対象工事は、一工事とし、受発注者の協議により決定する。
- (5) 計上費用は、「積算上の差額」と上限額を比較し、どちらか安い方とする。
- (6) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は
日とする。1か月未満の端日数分については、1か月を30日として日割り計算した額
（小数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。
- (7) 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積上げ計上するものとする。（管理費区分の設定は
行わない。）また、営繕工事の積算方法は、共通仮設費に積上げ計上するものとする。
- (8) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対
象としない。

〈具体的な計上方法例〉

- ① 実際に導入した快適トイレ費用：70,000円/基・月

快適トイレを設置した実績期間：6か月と20日

【1か月分の計算】

$70,000 \text{円/基・月} - 10,000 \text{円/基・月} = 60,000 \text{円/基・月}$ （積算上の差額）
・積算上の差額が上限額を上回る。

【端日数分の計算】

$45,000 \text{円/基・月} \div 30 \text{日} \times 20 \text{日} = 30,000 \text{円/基}$
積算で計上する費用： $45,000 \text{円/基・月} \times 6 \text{か月} + 30,000 \text{円/基}$
 $= 300,000 \text{円/基}$

- ② 実際に導入した快適トイレ費用：40,000円/基・月

快適トイレを設置した実績期間：6か月と20日

【1か月分の計算】

$40,000 \text{円/基・月} - 10,000 \text{円/基・月} = 30,000 \text{円/基・月}$ （積算上の差額）
・積算上の差額が上限額を下回る。

【端日数分の計算】

$30,000 \text{円/基・月} \div 30 \text{日} \times 20 \text{日} = 20,000 \text{円/基}$
積算で計上する費用： $30,000 \text{円/基・月} \times 6 \text{か月} + 20,000 \text{円/基}$
 $= 200,000 \text{円/基}$

- ③ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 200,000円/基・月

快適トイレを設置した実績期間：6か月と20日

【1か月分の計算】

$200,000 \text{円/基・月} - 10,000 \text{円/基・月} = 190,000 \text{円/基・月}$ （積算上の差額）
・積算上の差額が上限額を上回る。

【端日数分の計算】

$$90,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} \div 30 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 60,000 \text{ 円/基}$$

$$\begin{aligned} \text{積算で計上する費用} &: 90,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} \times 6 \text{ か月} + 60,000 \text{ 円/基} \\ &= 600,000 \text{ 円/基} \end{aligned}$$

- ④ 実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 90,000 円/基・月
快適トイレを設置した実績期間：6 か月と 20 日

【1 か月分の計算】

$$90,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} - 10,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} = 80,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} \text{ (積算上の差額)}$$

・積算上の差額が上限額を下回る。

【端日数分の計算】

$$80,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} \div 30 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 53,333 \text{ 円/基}$$

$$\begin{aligned} \text{積算で計上する費用} &: 80,000 \text{ 円/基} \cdot \text{月} \times 6 \text{ か月} + 53,333 \text{ 円/基} \\ &= 533,333 \text{ 円/基} \end{aligned}$$

6 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7 その他

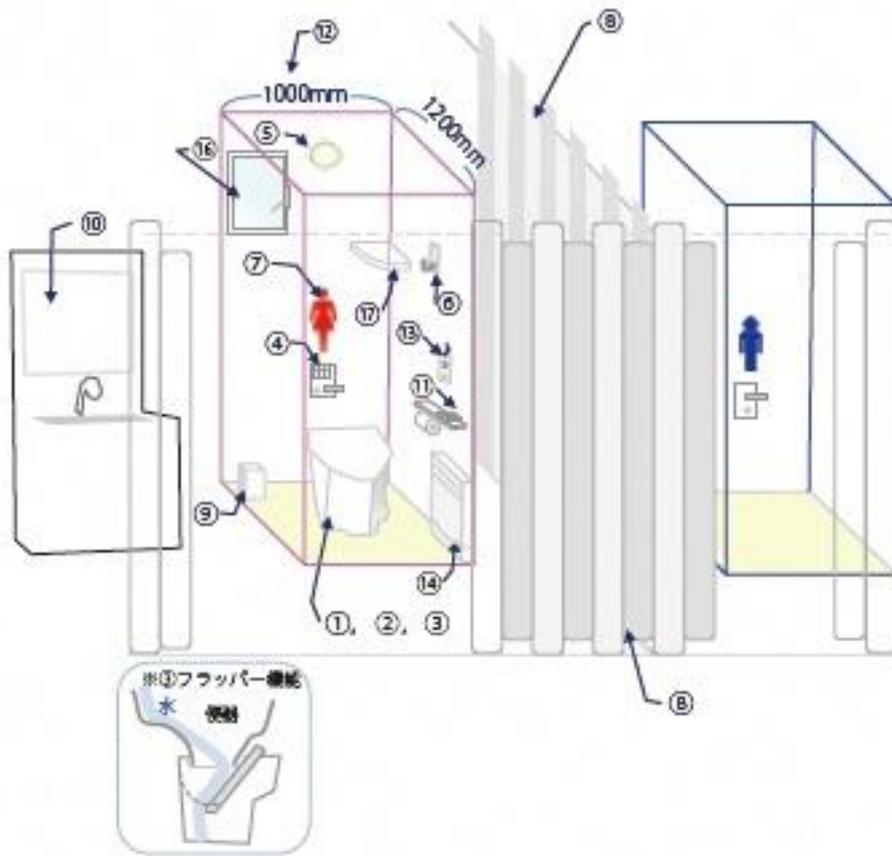
(1) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

(2) 快適トイレを一般に開放することについて、検討のうえ監督員と協議し、開放する場合には、その旨を表示する。

8 適用

本試行実施要領は、令和3年4月1日以降に公告を行う入札から適用する。

【イメージ図】



出典：国土交通省ホームページ